「地方独立行政法人三重県立総合医療センター中期目標 (素案)」 に関するパブリックコメントの概要

中期目標(素案)について、広く県民に意見を求めるため、3月末から約1ヶ月間、 パブリックコメントを実施したところ、合計で5件の意見をいただきました。 意見の具体的な内容とそれに対する県の考え方については、以下のとおりです。

1、意見募集期間

平成23年3月28日(月)~平成23年4月27日(水)

2. 意見内容(詳細は別添資料)

(1) 意見総数 5件(2名)

(2)意見内容とそれに対する県の考え方

パブリックコメントに対する現時点での県の考え方を示していますが、今後、評価委員会の意見を踏まえ、必要に応じて中期目標の素案の修正を行い、最終案として取りまとめていきます。

「前文、第2-1医療の提供、第4財務内容の改善に関する事項」について

<意見1>

中期目標では、できる限り具体的な改善目標(数値目標)を設定し、県民に分かりやすく明示すべきである。

<意見1に対する県の考え方>

具体の目標は法人自ら定めることが望ましいと考えており、ご意見にあるような具体的な数値目標については、中期目標ではなく、今後、法人自らが定める中期計画や年度計画等で具体化していきたいと考えています。

「第1中期目標の期間」について

<意見2>

中期目標の期間経過(5年)後、成果が達成できなかった場合、設立団体である県はどうするのか。

<意見2に対する県の考え方>

法人は、各事業年度における業務の実績について、外部有識者からなる評価委員会に報告を行い、評価を受けます。

評価委員会は、必要に応じて業務運営の改善勧告その他の勧告を行い、評価の結果を公表することで、病院運営の透明性を確保しています。そのことにより、法人は、毎年度評価を受けながら中期目標、中期計画等が達成できるように努めていくこととなります。

一方、県は毎年度評価委員会から評価等の報告を受け、その結果を勘案しながら、次期の中期目標に改善事項等を反映させ、5年後経過以降も県立病院として法人が運営し、安定的・継続的な医療を提供できるよう必要な措置を講じてまいります。

「第2-3医療に関する地域への貢献」について

<意見3>

地域医療が抱える大きな課題である「勤務医不足」の解消のためには、県立病院自身が「勤務医」を育てる環境をつくることにつきる。

これからの人材基盤の強化のため、若い医師に地域に定着させる魅力のある研修プログラムと、地域医療へ貢献できることの魅力を伝えられる優れた指導を行うとともに、三重大学との連携は維持しながら独自の勤務医確保のルートを開拓していくことを期待する。

<意見3に対する県の考え方>

総合医療センターの独法化にあたっては、高度・特殊医療や政策医療に関する様々な取組や魅力ある研修プログラムの構築などを通して、優れた医療人材の確保や育成を行い、今以上に多くの臨床研修医や指導医等が集まる病院にしたいと考えています。

そのためには、三重大学との連携は欠かせないものであると考えています。

「第3-3業務収善に継続して取り組む組織文化の醸成」について

< 意見 4 >

今後とも業務改善の流れを全役職員が一体となって確実に継続していけるような人事制度の仕組が、職員の働き甲斐やインセンティブ醸成のためにも必要不可欠である。

そのことにより、全役職員の経営参加意識を喚起し、一体となって業務改善を推し進め、 県民にとって魅力ある病院づくりと、県の基幹病院として地域医療に貢献する病院を目指して欲しい。

<意見4に対する県の考え方>

総合医療センターにおいては、独法化により、病院長の権限と責任の明確化、財務体質の安定化を図り、病院の自主性、自律性、病院運営の迅速性、柔軟性を高めていきたいと考えています。そういった中で、職員が使命感や達成感を持てる環境を法人自らが整え、職員のモチベーションと経営参画意識の向上を図ることにより、医療サービスの向上につなげていきたいと考えています。

「第3-6事務部門の専門性の向上と効率化」について

<意見5>

病院経営や医療事務に精通した「事務職員の育成」と、他の医療機関との密接な連携を 推進し、医業経営戦略を立案・遂行する「事務局機能の強化」を図るべきである。

<意見5に対する県の考え方>

事務職員については、独法化後は法人自らプロパー職員を採用し、育成することで、高い専門性を持つ職員の確保を図ることができるものと考えています。

そのことにより、事務部門が強化(事務局機能が強化)され、理事長をサポートし、経 営戦略の立案・遂行が確実に行える体制が構築できると考えています。